

公共調達の適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく競争入札に係る情報の公表（公共工事）
 及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年6月1日 行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開

付紙様式第1

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	一般競争入札・指名競争入札の別（総合評価の実施）	予定価格	契約金額	落札率	公益法人の場合			備考
								公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
該当なし											
以下余白											

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

(注) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

公共調達の適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（公共工事）
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年6月1日 行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開

付紙様式第2

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
該当なし												
以下余白												

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

（注）必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

公共調達に適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく競争入札に係る情報の公表（物品・役務等）
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年6月1日 行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開

付紙様式第3

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	一般競争入札・指名競争入札の別（総合評価の実施）	予定価格	契約金額	落札率	公益法人の場合			備考
								公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
仮設ユニットハウス賃貸ほか2件	分任契約担当官 陸上自衛隊真駒内駐屯地 第325会計隊長 生島和伯 札幌市南区真駒内17番地	R2.4.1	㈱カナモト札幌営業所 北海道札幌市東区丘珠 3条3丁目1番80号	一般競争入札	12,089,924	4,400,000	36.39%				
簡易水洗式仮設トイレ賃貸ほか1件	分任契約担当官 陸上自衛隊真駒内駐屯地 第325会計隊長 生島和伯 札幌市南区真駒内17番地	R2.4.1	㈱共成レンテム開発事業部 北海道札幌市中央区南 9条西1丁目きだパ レス2F	一般競争入札	1,809,060	793,232	43.85%				
全自動洗濯機賃貸ほか5件	分任契約担当官 陸上自衛隊真駒内駐屯地 第325会計隊長 生島和伯 札幌市南区真駒内17番地	R2.4.1	㈱共成レンテム開発事業部 北海道札幌市中央区南 9条西1丁目きだパ レス2F	一般競争入札	1,677,170	1,657,150	98.81%				
給食業務部外委託	分任契約担当官 陸上自衛隊真駒内駐屯地 第325会計隊長 生島和伯 札幌市南区真駒内17番地	R2.4.1	㈱国土信和 東京都中央区東日本橋 3丁目6-18	一般競争入札	116,083,000	112,200,000	96.65%				
食器洗浄及び清掃役務部外委託	分任契約担当官 陸上自衛隊真駒内駐屯地 第325会計隊長 生島和伯 札幌市南区真駒内17番地	R2.4.1	㈱国土信和 東京都中央区東日本橋 3丁目6-18	一般競争入札	37,411,000	31,944,000	85.39%				
プロパンガス	分任契約担当官 陸上自衛隊真駒内駐屯地 第325会計隊長 生島和伯 札幌市南区真駒内17番地	R2.4.1	㈱エネサンス北海道 中央ガスショップ 北海道札幌市西区24 軒1条3丁目2番地1 2	一般競争入札	6,152,933	5,060,992	82.25%				単価契約
産業廃棄物処理手数料ほか13件	分任契約担当官 陸上自衛隊真駒内駐屯地 第325会計隊長 生島和伯 札幌市南区真駒内17番地	R2.4.1	㈱公清企業 北海道札幌市中央区北 1条東15丁目140	一般競争入札	2,875,000	1,875,000	65.22%				単価契約
一般ごみ圧縮処理役務	分任契約担当官 陸上自衛隊真駒内駐屯地 第325会計隊長 生島和伯 札幌市南区真駒内17番地	R2.4.1	(有)サポートワン 北海道札幌市白石区北郷3 条4丁目11番1号	一般競争入札	7,930,000	7,930,000	100.00%				単価契約
駐屯地残飯処理役務	分任契約担当官 陸上自衛隊真駒内駐屯地 第325会計隊長 生島和伯 札幌市南区真駒内17番地	R2.4.1	(一財)札幌市環境事業公社 北海道札幌市中央区北 1条東1丁目サン経成ビル	一般競争入札	2,240,000	2,240,000	100.00%				単価契約

一般廃棄物処理役務	分任契約担当官 陸上自衛隊真駒内駐屯地 第325会計隊長 生島和伯 札幌市南区真駒内17番地	R2.4.1	(一財)札幌市環境事業公社 北海道札幌市中央区北1条東1丁目サン経成ビル	一般競争入札	6,960,000	6,960,000	100.00%				単価契約
陸上自衛隊真駒内駐屯地で使用する電気	分任契約担当官 陸上自衛隊真駒内駐屯地 第325会計隊長 生島和伯 札幌市南区真駒内17番地	R2.4.1	㈱エネット 東京都港区芝公園2丁目6番3号	一般競争入札	154,356,489	141,505,656	91.67%				単価契約
陸上自衛隊真駒内駐屯地真駒内弾薬庫で使用する電気	分任契約担当官 陸上自衛隊真駒内駐屯地 第325会計隊長 生島和伯 札幌市南区真駒内17番地	R2.4.1	㈱SEウイングス 苫小牧市弁天504-4	一般競争契約	2,083,844	1,717,003	82.40%				単価契約

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

(注) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

公共調達に適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品・役務等）
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年6月1日 行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開

付紙様式第4

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
じん芥処理手数料	分任資金前渡官吏 陸上自衛隊真駒内駐屯地 第325会計隊 生島 和伯 札幌市南区真駒内17番地	R2. 4. 1	札幌市長 札幌市中央区北1条西2丁目	会計法第29条の3第4項（役務を提供できる事業者は契約相手方である当該事業者のみであるため）	6,200,000	6,200,000	100.00%					単価契約
都市ガス料金	分任資金前渡官吏 陸上自衛隊真駒内駐屯地 第325会計隊 生島 和伯 札幌市南区真駒内17番地	R2. 4. 1	北海道ガス㈱ 札幌市中央区北3条東7丁目360-2	会計法第29条の3第4項（役務を提供できる事業者は契約相手方である当該事業者のみであるため）	251,217,408	251,217,408	100.00%					単価契約
水道料金（駐屯地）	分任資金前渡官吏 陸上自衛隊真駒内駐屯地 第325会計隊 生島 和伯 札幌市南区真駒内17番地	R2. 4. 1	札幌市水道事業管理者 札幌市中央区大通東1丁目23番地	会計法第29条の3第4項（役務を提供できる事業者は契約相手方である当該事業者のみであるため）	119,626,600	119,626,600	100.00%					単価契約
下水道料金（駐屯地）	分任資金前渡官吏 陸上自衛隊真駒内駐屯地 第325会計隊 生島 和伯 札幌市南区真駒内17番地	R2. 4. 1	札幌市水道事業管理者 札幌市中央区大通東1丁目23番地	会計法第29条の3第4項（役務を提供できる事業者は契約相手方である当該事業者のみであるため）	47,219,773	47,219,773	100.00%					単価契約
以下余白												

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

（注）必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。